

【期日前投票の流れ】

解説：手話付きで解説されている映像が始まる。

ナレーション：期日前投票の流れ。期日前投票の流れについて説明します。投票日当日に、仕事や用事などで決められた投票所に行って投票することができない方は、「期日前投票」制度をご利用ください。期日前投票は、国政選挙の公示日、または地方選挙の告示日、つまり公の機関が選挙について広く一般に知らせる日の翌日から投票日前日まで、杉並区役所をはじめ、期日前投票所として指定されている投票所であればどこでも投票することができます。期日前投票所の場所や投票できる期間などは、「選挙のお知らせ 投票所のご案内」と一緒に同封しているご案内のチラシや、区のホームページなどで確認してから出かけましょう。

解説： ホームページが表示されたパソコンの画像。

ナレーション：まず「期日前投票」で投票する前の準備について説明します。期日前投票をご利用の際は、「期日前投票請求書」を投票所内の受付に提出する必要があります。「期日前投票請求書」は、「選挙のお知らせ」の裏面に印刷されています。

解説：「選挙のお知らせ」の画像。形は長方形。

ナレーション：ご自身の氏名など、必要事項を事前に記入してお持ちいただくと、受付がスムーズです。「選挙のお知らせ」がお手元になくても、「期日前投票請求書」は期日前投票所にも準備してありますのでご安心ください。

解説：「期日前投票請求書」の画像。記入事項は、期日前投票所にお越しになる日付、氏名、生年月日、選挙人名簿の住所、現住所。

ナレーション：期日前投票所にお越しの際に投票所内の係員が「選挙のお知らせ」の裏面に記入されているか確認します。「期日前投票請求書」を記入するためのスペースもご用意しています。ご自身で「期日前投票請求書」に記入することが難しい方は、投票所の係員が代筆しますので、お知らせください。

次に「期日前投票」の投票方法について説明します。

解説： 投票所の受付に女性が来て、期日前投票請求書を提出する。

ナレーション：期日前投票所に行き、受付で記入済みの「期日前投票請求書」を提出します。受付の確認が終わったら、次に「用紙交付係」で投票用紙をお受け取りください。

解説：受付係が期日前投票請求書を確認し、「隣で投票用紙をお受け取りください」と案内する。

女性が投票用紙を受け取り、用紙交付係が「あちらへお進みください」と方向を示す。

ナレーション：「投票記載所」にお進みください。「投票記載所」では、受け取った投票用紙に投票したい候補者１名の氏名を記入します。

解説：記載台には隣との間に仕切りがあり、正面に候補者氏名が掲示されている。

ナレーション：投票用紙の記入が終わったら、投票用紙を投票箱に入れて終了です。出口から退室してください。投票を済ませたことの証明が必要な方は、投票終了後に「投票済証」を投票所の出口でお渡しします。投票所内の係員にお知らせください。そのほか、利き手をけがしているなど、自分で投票用紙に記入することが難しい場合は、投票所で、係員に代わりに記入してもらう「代理投票」もできます。「代理投票」は、投票日当日はもちろん、期日前投票をご利用の方も受け付けています。詳しい方法は「投票所での支援」の動画をご覧ください。なお、衆議院議員選挙や参議院議員選挙など、複数の投票を一緒に行う選挙もあります。投票用紙への記載内容も、選挙の種類により異なりますので、投票方法を確認したい場合は、投票所の係員にお知らせください。これで期日前投票の説明は終了です。「投票の流れ」や「投票所での支援」については別の動画をご覧ください。

解説：解説映像が終わる。

ナレーション：杉並区選挙管理委員会。